

熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業の実施に関する規則〔障がい保健福祉課〕

平成28年3月31日

規則第60号

(目的)

第1条 この規則は、障害者に対して自動車運転免許(道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の普通自動車免許をいう。)の取得に係る費用(以下「自動車運転免許取得費」という。)を助成する障害者自動車運転免許取得費助成事業を実施するために必要な事項を定めることにより、障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づく地域生活支援事業とする。

(助成の対象等)

第3条 市長は、市長が別に定める要件を満たす者に対し、予算の範囲内において、自動車運転免許取得費に対する助成を行うことができる。

2 自動車運転免許取得費に対する助成の額、助成の方法その他の助成の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第4条 自動車運転免許取得費に対する助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(審査等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、申請者に対し、自動車運転免許取得費に対する助成の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する助成の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(届出)

第6条 前条第1項の規定により自動車運転免許取得費に対する助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める要件に該当したときは、受給者又はその家族若しくはこれに準ずる者が速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車運転免許取得費に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 受給者が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な行為により自動車運転免許取得費に対する助成を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める要件に該当するとき。

(返還)

第8条 市長は、前条第2号の規定に該当するときその他市長が別に定める要件に該当するときは、その者に対し、助成した額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

制定	平成16年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成17年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成18年	10月	1日	健康福祉局長決裁
	平成20年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成22年	4月	1日	健康福祉局長決裁
	平成24年	6月21日		健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日		障がい保健福祉課長決裁
	平成25年	3月26日		障がい保健福祉課長決裁

### (目的)

第1条 この事業は、障害者に対して自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車第一種運転免許をいう。）の取得に係る費用を助成することで、障害者の社会参加を促進し、その福祉の向上に資することを目的とする。

2 この要綱に規定する熊本市障害者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第3項に規定する地域生活支援事業とする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者で、障害区分及び障害等級が別表(1)に掲げる区分に該当する者、又は療育手帳実施要項（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けている者その他の別表(2)に該当する知的障害者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者

(3) 運転免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる者

(4) 申請日時時点で運転免許証を保有していない者

(5) 申請日時時点で自動車学校へ入校していない者

(6) 過去に運転免許証の交付を受け、自己の責任において当該免許証を失効させた者及び道路交通法に違反したために当該免許証の取消処分を受けた者でない者

2 前項の規定にかかわらず、申請を行う月の属する年の前年の所得税課税対象額（各種所得控除後の額）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別障害者手当の当該月の所得制限限度額を超える者については、事業の対象としないものとする。

### (助成)

第3条 この事業による助成は申請年度内に免許を取得した者に対して行うものとする。ただし、別に定める届をした者は、この限りではない。

2 助成する金額は、運転免許の取得に直接要した費用の額の3分の2に相当する額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

(申請)

第4条 この事業による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成の可否)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査を行い自動車運転免許取得費の助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、自動車運転免許取得費の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成額の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段によって自動車運転免許取得費の助成を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

(1) 身体障害者

	視覚障害	聴覚障害	平 衡 機能障害	音声機能、 言語機能 又はそし やく機能 の障害	心 臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害
1 級							
2 級							
3 級							
4 級							
5 級							
6 級							

	ぼうこ う又は 直腸の 機能障 害	小 腸 機 能 障 害	肝 臓 機 能 障 害	肢体不自由			脳原性運動機能障害		
				上肢	下肢	体幹	両上肢	一上肢	移動
1 級									
2 級									
3 級									
4 級									
5 級									
6 級									

(2) 知的障害者

ア 療育手帳の交付を受けている者

イ 特別支援学校の在学者（年度内に卒業の見込みである者に限る。）又は卒業者

ウ 児童相談所、又は知的障害者更生相談所等において知的障害があると判定された者

エ 本市の発行する障害者総合支援法に係る障害者福祉サービス受給者証を所持する者

オ その他医師の診断書等で知的障害者であることが確認できる者